

相続時精算課税制度徹底解説

～相続時精算課税により相続税の軽減効果が期待できる財産～ その6

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第六回目は、相続時精算課税による相続税の軽減効果が期待できる財産（その1）について解説します。

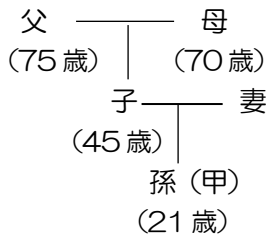
相続時精算課税を活用した贈与によって相続税負担の軽減効果が期待できる財産には、贈与を受けたときから特定贈与者が死亡するまでの間に、大きく値上がりすると予想される財産を贈与することです。

相続時精算課税によって贈与された財産は、贈与を受けたときの価額によって加算されることから、贈与財産について価額の固定効果が生じます。

そこで、大きく値上がりする財産を相続時精算課税で贈与する場合の相続税の軽減効果や、活用の留意点などを設例によって検証してみます。

【設例】 値上がりする財産の贈与

1. 親族図



2. 父の財産

- ① 自社株 1億円（10年後の自社株は2億円に値上がりすると仮定）
- ② その他の財産 4億円
- ③ 財産の増減はないものとする
- ④ 父は10年後に死亡すると仮定

3. 相続時精算課税による贈与

令和5年に子又は孫甲へ自社株を贈与する

4. 父の遺産分割

母は法定相続分（自社株の贈与がなかったものとした金額を基に計算する）を相続し、残余は子が相続する。

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	贈与なし		子へ精算課税で贈与		孫甲へ精算課税で贈与		
	母	子	母	子	母	子	孫甲
自社株	10,000	10,000	—	—	—	—	—
その他の財産	20,000	20,000	30,000	10,000	30,000	10,000	—
相続時精算課税適用財産	—	—	—	10,000	—	—	10,000
課税価格	30,000	30,000	30,000	20,000	30,000	10,000	10,000
基礎控除額	4,200		4,200		4,200		
課税遺産総額	55,800		45,800		45,800		
相続税の総額	19,710		15,210		15,210		
各人の算出税額	9,855	9,855	9,126	6,084	9,126	3,042	3,042
相続税額の2割加算	—	—	—	—	—	—	608
配偶者の税額軽減	△9,855	—	△7,605	—	△7,605	—	—
相続時精算課税分の贈与税額免除	—	—	—	△1,500	—	—	△1,500
納付税額	0	9,855	1,521	4,584	1,521	3,042	2,150
合計（相続税+贈与税）	9,855		7,605		8,213		

相続時精算課税によって贈与した自社株が1億円から2億円に値上がりしても、相続財産へ加算される金額は1億円となります。相続時精算課税の贈与を受けたときの贈与税は、 $(10,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円}) \times 20\% = 1,500 \text{万円}$ となります。孫甲が受贈者の場合には、父の一親等の血族ではないことから相続税額の2割加算の規定の適用を受けません。

贈与を行わなかった場合の相続税と、子へ相続時精算課税により贈与したときを比較すると、贈与したときの税負担が2,250万円（9,855万円－7,605万円）軽減されます。

また、孫甲へ相続時精算課税により贈与した場合も、同様に1,642万円軽減されます。

（文責： 山本和義）